①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					Ⅰ　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	１．就学援助制度の周知方法															２．就学援助の申請方法				
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け説明会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるもの全てに○）					（２）オの内容
							ア．教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ．自治体の広報誌等に制度を記載	ウ．就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ．就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ．学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ．入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	キ．毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	ク．民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ．その他→（２）		ア．教職員向け説明会を実施している	イ．教職員向け説明会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童生徒もしくは保護者に申請書を配布	オ．その他→（２）	
40	40	40	40	40	28	0	20	12	9	6	4	21	28	1	11	12	1	39	12	24	17	8	3	8	9
奈良県	奈良市	奈良市教育委員会事務局　教育部　教育総務課	0742-34-5337	kyouikusoumu@city.nara.lg.jp	http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1147246443179/		○	○		○		○	○	○				○	周知用の案内について、イラストや振り仮名を一部に付記するなど、読みやすい案内となるよう心掛けている	○	○			○	ウェブサイトからのダウンロードも可能
奈良県	大和高田市	大和高田市教育委員会事務局　学校教育課	0745-22-1101	gakkyou@city.yamatotakada.nara.jp	http://www.city.yamatotakada.nara.jp/		○	○				○	○					○		○	○				
奈良県	大和郡山市	教育委員会事務局学校教育課	0743-53-1151　（内線724・727）	gakkok@city.yamatokoriyama.lg.jp	http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/			○		○	○	○	○				○		毎年度の初めに、学校を通して保護者へプリントの配付。転入者にはその都度周知。	○	○				
奈良県	天理市	まなび推進課	0743-63-1001	gakkoukyouiku@city.tenri.nara.jp	http://www.city.tenri.nara.jp/kakuka/kyouikuiinkai/manabisuisinka/1390889789568.html		○	○	○			○	○					○		○				○	就学予定者の入学前支給のみ、全就学予定者に案内や申請書を配布
奈良県	橿原市	学校教育課	0744-29-5912	gakkokyoiku@city.kashihara.nara.jp	https://www.city.kashihara.nara.jp/article?id=5c352478f1a7f00f31b1e463		○					○	○					○				○			
奈良県	桜井市	桜井市教育委員会　学校教育課	0744-42-9111	ky-gakko@city.sakurai.lg.jp	http://www.city.sakurai.lg.jp		○	○	○			○	○					○		○					
奈良県	五條市	五條市教育委員会事務局　学校教育課	0747-22-4001	gakko-kyoiku@city.gojo.lg.jp	http://www.city.gojo.lg.jp/www/contents/1384837033445/index.html		○								○	・各学校に対して制度を書面で周知。 ・家庭訪問時に教職員が説明。		○		○					
奈良県	御所市	教育委員会　学校教育課	0745-62-3001　内線672	gakoukyouiku@city.gose.nara.jp	http://www.city.gose.nara.jp					○		○	○					○	周知文書と申請書記入例を1枚に収め、内容をすべて読んでいただけるよう最小限の情報だけを掲載。	○		○			
奈良県	生駒市	教育総務課学務係	0743-74-1111	k-soumu@city.ikoma.lg.jp	https://www.city.ikoma.lg.jp/0000000896.html		○	○				○	○		○	新入学用品費の入学前支給に関する案内のみ、入学説明会時に学校を通じて配布		○		○	○			○	市のホームページに申請書様式を登載し、ダウンロードできるようにしている。
奈良県	香芝市	香芝市教育委員会教育部学校教育課	0745-76-2001	gakkou@city.kashiba.lg.jp	http://www.city.kashiba.lg.jp/kyouiku/0000008915.html		○	○		○			○					○	・教育委員会から学校を通して、すべての家庭に対して案内文および申請書を配付。 ・今年度から提出方法を、①学校へ持参、②教育委員会へ持参、③教育委員会へ郵送に増加。			○			
奈良県	葛城市	葛城市教育委員会　学校教育課	0745-44-5108	gakkou-kyouiku@katsuragi.ed.jp	https://www.city.katsuragi.nara.jp/index.cfm/13,2201,25,html		○						○					○	学校から、すべての児童・生徒の保護者へ配布するよう依頼している。			○			
奈良県	宇陀市	教育委員会事務局　教育総務課	0745-82-3973	kyouikusoumu@city.uda.lg.jp	http://www.city.uda.nara.jp		○			○	○	○	○					○		○					
奈良県	山添村	教育委員会事務局	0743-85-0049	kyouiku@vill.yamazoe.nara.jp				○							○	必要に応じて保護者に渡してもらえる様、各学校に保護者宛てのお知らせを配布		○		○					
奈良県	平群町	教育委員会事務局総務課	0745-45-2101	tmo-kyouiku@town.heguri.nara.jp				○	○			○	○					○				○			
奈良県	三郷町	三郷町教育委員会事務局　教育総務課	0745-43-7331	kyoikusoumu@town.sango.lg.jp	https://www.town.sango.nara.jp/kyoikusoumu/kyoiku/shuugakushien.html		○					○	○					○	・毎年度４月に全校児童生徒へ就学援助の資料を配布している。 ・援助対象と成る年間所得の目安額を記載。 ・転入者には必ず就学援助制度を説明している。	○	○				
奈良県	斑鳩町	教育委員会総務課	0745-74-1001	kyouisoumu@town.ikaruga.nara.jp	http://www.town.ikaruga.nara.jp/			○	○				○					○			○	○			小学校就学前の新入学学用品費についての就学援助は、幼稚園で制度案内・申請書を配布
奈良県	安堵町	安堵町教育委員会事務局教育総務課	0743-57-1511	kyouikuiinkai@town.ando.lg.jp	http://www.town.ando.nara.jp		○			○	○	○	○			※エ．…就学時健康診断の通知送付時に制度の書類を送付		○	転入者に説明している	○	○		○		
奈良県	川西町	教育委員会事務局	0745-44-2684	ksoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp	https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/		○		○				○					○			○				
奈良県	三宅町	三宅町教育委員会事務局　教育総務課	0745-44-3079	gakkou@town.miyake.lg.jp	https://www.town.miyake.lg.jp								○					○			○				
奈良県	田原本町	田原本町教育委員会事務局教育総務課	0744-34-2074	kyoiku@town.tawaramoto.nara.jp	http://www.town.tawaramoto.nara.jp/kosodate/kyouiku/2/4082.html		○	○	○						○	学校だより（４月号）に記載　・入学通知にお知らせを同封		○		○	○				
奈良県	曽爾村	教育委員会	0745-94-2104	kyoiku@vill.soni.lg.jp								○	○					○		○					
奈良県	御杖村	教育委員会事務局	0745-95-2004	kyoui@vill.mitsue.lg.jp	https://www.mitsue.nara.jp										○	家庭訪問の際、制度説明を行う。		○	保護者に対し、個々に直接、制度説明を行う。					○	家庭訪問の際、制度説明後、希望者に対して教育委員会から申請書を配布。
奈良県	高取町	教育委員会事務局	0744-52-3715	kyouiku@town.takatori.nara.jp								○	○					○		○	○	○			
奈良県	明日香村	明日香村教育委員会　教育文化課	0744-54-3636	a-kyoiku@vill.asuka.lg.jp									○					○	生徒を通して、全保護者に学校から案内を配布。	○					
奈良県	上牧町	教育委員会事務局　教育総務課	0745-76-1001	kyousou@town.kanmaki.lg.jp	http://www.kanmaki.nara.jp/				○				○		○	小学校の体験入学案内の書類とともに配布		○		○			○		
奈良県	王寺町	学校教育課	0745-72-1031	gakkou@town.oji.nara.jp	http://www.town.oji.nara.jp/		○	○					○		○	入学通知送付時に同封		○		○	○			○	町公式ホームページからダウンロードし、印刷
奈良県	広陵町	教育委員会事務局学校支援室	0745-55-1001	gakkoushien@town.nara-koryo.lg.jp	http://www.town.koryo.nara.jp		○					○	○					○	制度案内の配付用紙を目につきやすい色紙を使用、援助対象となる年間所得の目安額等を記載。	○	○				
奈良県	河合町	教育委員会　総務課	0745-57-0200	kyouiku@town-kawai.ed.jp	http://www.town.kawai.nara.jp/		○					○	○					○	学校を通して毎年周知書類を配布。その後、家庭訪問時に再度確認する。	○					
奈良県	吉野町	吉野町教育委員会事務局	0746-32-0190	school_e@town.yoshino.lg.jp							○	○	○					○	外国人の保護者用に「やさしい日本語」で作成した申請書等を配布している。			○			
奈良県	大淀町	大淀町教育委員会事務局　学務課	0747-52-1522	gakumu@town.oydo.lg.jp	http://www.town.oyodo.lg.jp		○					○	○					○		○					
奈良県	下市町	教育委員会事務局	0747-52-1711	kyoi@town.shimoichi.lg.jp								○	○					○		○	○				
奈良県	黒滝村	教育委員会事務局	0747-62-2314	kurokyo@vill.kurotaki.lg.jp								○						○		○					
奈良県	天川村	教育委員会事務局	0747-63-0321(内線	kyoiku@vill.tenkawa.lg.jp					○									○					○		
奈良県	野迫川村	教育委員会	0747-37-2101	kyoui@vill.nosegawa.lg.jp											○	学校が把握しているため通知は行っていない。		○						○	学校が把握しているため通知は行っていない。
奈良県	十津川村	十津川村教育委員会事務局	0746-62-0003	kyoikuiinkai@vill.totsukawa.lg.jp	https://www.vill.totsukawa.lg.jp		○											○		○					
奈良県	下北山村	下北山村教育委員会	07468-6-0901	kyoiku@vill.shimokitayama.lg.jp	http://www.vill.shimokitayama.nara.jp/										○	各学校が把握しているため、制度の周知、通知は行っていな		○			○				
奈良県	上北山村	上北山村教育委員会事務局	07468-2-0066	kyoiku@vill.kamikitayama.lg.jp								○						○			○				
奈良県	川上村	川上村教育委員会	0746-52-0144	kyouiku@vill.nara-kawakami.lg.jp											○	学校を通じ制度対象者に書面で通知		○						○	学校を通じ制度該当者へ申請書類を配布
奈良県	東吉野村	教育委員会事務局	0746-42-0441	kyouikuiinkai@vill.higashiyoshino.lg.jp	http://www.vill.higashiyoshino.nara.jp/										○	学校から該当する家庭に伝えている。		○						○	学校長が認めた場合、学校長から教育委員会にその家庭の状況が分かる世帯票が提出される。
奈良県	川西町・三宅町式下中学校	教育委員会事務局	0745-44-2684	ksoumu@town.nara-kawanishi.lg.jp	https://www.town.nara-kawanishi.lg.jp/		○		○				○					○			○				

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度準要保護認定基準																									Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における準要保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（２）ソ，タ，チを選択した場合	（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村民税の非課税	ウ．市区町村民税の減免	エ．国民年金保険料の免除	オ．国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク．P・T・A会費，学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．学校納付金の納付状態の悪い者，基金，被服等が思い者または学用品，通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者	セ．生活福祉資金による貸付け	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの（生活保護の基準額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額，又は同基準額に一定の係数を掛けたもの→（２）係数	ツ．市区町村民税（所得割又は均等割）課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの→（３）係数および目安額	テ．その他→（４）	生活保護基準額等に掛ける係数（倍率） 倍	市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数（倍率） 倍				
40	40	22	22	10	9	8	16	5	3	4	5	5	4	11	3	14	7	2	0	8	23	0	8	1	40	40
奈良県	奈良市																			○			市民税所得割額（住宅借入金特別控除、寄付金控除等の控除前の額）が扶養親族（16歳未満、16歳以上19歳未満）の人数に応じた一定額以下		15%未満	15%未満
奈良県	大和高田市		○																						15%未満	15%未満
奈良県	大和郡山市															○					1.4				25%未満	25%未満
奈良県	天理市															○					1.3				20%未満	20%未満
奈良県	橿原市	○														○					1.3				15%未満	15%未満
奈良県	桜井市															○					1.3				15%未満	15%未満
奈良県	五條市	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満	15%未満
奈良県	御所市	○	○																	○			失業、病気等により特に教育長が認めた者		20%未満	20%未満
奈良県	生駒市	○															○			○	1.3		家庭や学校での生活状況において学校長及び民生委員が援助を必要とすると認める状態にあり、市長が認める者	生保基準に1.3倍を乗じた収入から市民税所得割額を算出したもので、基準額は父母と15歳以下の子どもの4人世帯で68,000円。子どもの数が一人減ると21,300円減額、一人増えると21,300加算。	10%未満	10%未満
奈良県	香芝市	○														○					1.1				10%未満	10%未満
奈良県	葛城市	○	○		○	○	○				○														15%未満	15%未満
奈良県	宇陀市	○	○	○								○		○			○				1.1				10%未満	10%未満
奈良県	山添村																○				1.3				0%	5%未満
奈良県	平群町	○	○														○				1.3				15%未満	15%未満
奈良県	三郷町	○														○					1.3				10%未満	10%未満
奈良県	斑鳩町	○	○	○	○	○	○	○									○				1.3				15%未満	15%未満
奈良県	安堵町															○					1.3				25%未満	25%未満
奈良県	川西町		○													○					1.3				15%未満	15%未満
奈良県	三宅町		○													○					1.3				10%未満	15%未満
奈良県	田原本町						○									○					1.3				15%未満	10%未満
奈良県	曽爾村	○	○	○			○									○					1.3				5%未満	5%未満
奈良県	御杖村	○	○	○			○							○			○				1.3				10%未満	10%未満
奈良県	高取町						○											○			1.5				15%未満	15%未満
奈良県	明日香村	○	○	○	○	○	○									○					1.3				10%未満	10%未満
奈良県	上牧町	○	○	○	○	○	○			○	○			○											15%未満	15%未満
奈良県	王寺町	○												○		○				○	1.3		教育長が特に就学援助の必要があると認める者		15%未満	15%未満
奈良県	広陵町	○	○											○			○				1.3				15%未満	10%未満
奈良県	河合町	○	○		○	○	○											○		○	1.1		失業、長期休業、天災、不慮の事故等により生活が困窮していると認められる者		15%未満	15%未満
奈良県	吉野町		○																						15%未満	20%未満
奈良県	大淀町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										10%未満	15%未満
奈良県	下市町		○																	○			要保護者に準ずる程度に困窮していると認めた者。 その他、教育長が特に認めた者。		15%未満	10%未満
奈良県	黒滝村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										0%	0%
奈良県	天川村		○																						10%未満	10%未満
奈良県	野迫川村																			○			学校において必要と認められる者		0%	0%
奈良県	十津川村																			○			学校において、必要と認められる者。		5%未満	5%未満
奈良県	下北山村	○					○							○											10%未満	0%
奈良県	上北山村	○					○							○											0%	0%
奈良県	川上村						○																		25%未満	25%未満
奈良県	東吉野村	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○										10%未満	10%未満
奈良県	川西町・三宅町式下中学校		○													○					1.3				20%未満	15%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県	②市区町村名	V　その他																					VI　自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況									2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）								（2）　クの内容及び補足説明	（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）										（2）　コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や，経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について，これまでの回答への補足
		ア．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	エ．低廉な学用品等の使用	オ．使用する学用品等の精選	カ．使用する学用品等の入札・合見積等の実施	キ．把握していない	ク．その他→（2）		ア．自治体内で学用品等の仕様の統一	イ．自治体内で学用品等の一括契約・購入	ウ．学用品等の中古品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（中古品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（中古品を含む）の無償給与	カ．就学援助とは別に，学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して，学用品等の取扱いに関する通知やマニュアルを提示	ケ．学校（又は校長会等）に対して，他校の取組状況等を情報提供	コ．その他→（2）			
40	40	2	5	3	1	4	1	21	5	5	1	2	0	1	1	2	0	0	1	5	7	0	0
奈良県	奈良市							○				○											
奈良県	大和高田市							○															
奈良県	大和郡山市							○															
奈良県	天理市							○															
奈良県	橿原市							○															
奈良県	桜井市							○															
奈良県	五條市					○										○					「五條市立小学校及び中学校児童・生徒就学援助費補助金交付要綱」に基づき、要保護児童・生徒を含め、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の学用品費等について、一定基準により助成を行っている。		
奈良県	御所市							○															
奈良県	生駒市								○	泊を伴う校外活動について、中学校のスキー実習は費用負担が大きいため徐々に取りやめとなり、小学校の野外活動は施設利用の減免や補助を受けることができる市や県の施設を利用している。													
奈良県	香芝市							○															
奈良県	葛城市		○			○						○											
奈良県	宇陀市						○																
奈良県	山添村							○								○				○	新入生に対し入学祝い金あり		
奈良県	平群町							○															
奈良県	三郷町		○																				
奈良県	斑鳩町								○	希望する生徒への制服リサイクル													
奈良県	安堵町					○																	
奈良県	川西町	○		○																			
奈良県	三宅町					○																	
奈良県	田原本町							○															
奈良県	曽爾村				○																		
奈良県	御杖村								○	該当者が無い。あれば、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意する意向。										○	該当者が無い。あれば、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意する意向。		
奈良県	高取町							○															
奈良県	明日香村							○															
奈良県	上牧町							○															
奈良県	王寺町		○								○												
奈良県	広陵町							○															
奈良県	河合町							○															
奈良県	吉野町							○															
奈良県	大淀町		○												○						町広報誌に使わなくなった制服等を提供していただけるよう掲載し、学校を通じて保護者に貸与している。		
奈良県	下市町							○															
奈良県	黒滝村			○																○	入学祝金（１名あたり５万円）を支給。		
奈良県	天川村							○															
奈良県	野迫川村								○	希望があれば卒業生の制服をリサイクル													
奈良県	十津川村							○															
奈良県	下北山村		○																○				
奈良県	上北山村			○												○							
奈良県	川上村								○	現状該当者はいないが、今後該当者があった場合、教育委員会と検討し取り組										○	学級会費や修学旅行費等を村が負担し、保護者への負担軽減を行っている		
奈良県	東吉野村							○												○	・修学旅行費の半額補助を行い、要保護準要保護児童生徒は全額補助。 ・給食は、村が全児童生徒の1食単価の半額補助を行い、準要保護児童生徒は全額補助。 〇小学校の海浜学習等の宿泊を伴う校外学習は、交通費や宿泊費は村が負担し、保護者への負担軽減を行い、要保護準要保護児童生徒は村が全額負担。中学校のｽｷｰ教室等の宿泊を伴う校外学習は、村が補助を行い、要保護準要保護児童生徒は村が全額負担。		
奈良県	川西町・三宅町式下中学校	○																					